

平成 30 年度総合精度管理調査実施要綱

1 趣旨

労働安全衛生法に基づく健康診断は、受診者の健康状態を把握し保健指導を的確に実施することによって疾病の予防を図るほか、その健康情報を作業管理、作業環境管理にフィードバックし改善することにより、働く人たちの健康を保持し常に健康で快適に働けるようにすることを目的としている。

健康診断の結果は、事業場における労働衛生管理を推進するうえでの基本情報であり、その信頼性を高めることが極めて重要である。このため、健康診断を実施している施設等を対象に、各種検査の精度を審査・評価し、それらを公開することにより、優良な健康診断施設の育成および高い精度の維持を図ることとする。

2 実施者

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

公益社団法人 日本人間ドック学会（腹部超音波検査精度管理調査）

一般社団法人 日本消化器がん検診学会（胃 X 線検査精度管理調査）

3 後援

公益社団法人 日本医師会

中央労働災害防止協会

4 対象施設

対象施設は、一般健診、人間ドック等を実施する健康診断施設及び検体検査を受託している施設（以下「登録衛生検査所等」という）であって、本精度管理調査への参加を申し出た施設とする。

5 精度管理調査の種類

(1) 労働衛生検査に関する精度管理調査

鉛健康診断又は有機溶剤・特化物健康診断を実施している健康診断施設及び登録衛生検査所等を対象に、血中鉛、尿中デルタアミノレブリン酸、尿中の有機溶剤・特化物に係る代謝物等の精度管理試料を送付し、各施設から測定結果を報告してもらい、その測定値の精度を評価する。

(2) 臨床検査に関する精度管理調査

臨床検査を実施している健康診断施設及び登録衛生検査所に対し、生化学検査（11 項目）、血液学的検査（6 項目）、尿検査（3 項目）に係る精度管理試料を送付し、各施設から測定結果を報告してもらい、その測定値の精度を評価する。

(3) 胸部 X 線検査に関する精度管理調査

健康診断施設で撮影した胸部 X 線画像データを提出してもらい、当該画像の撮影技術（画像処理条件も含めた総合技術）及び画像評価技術、精度管理の実施状況について評価する。また、ガラスバッチによる放射線量管理調査を3年に1回行う。

(4) 腹部超音波検査に関する精度管理調査

「日本消化器がん検診学会 腹部超音波検診判定マニュアル」に基づいた正常例超音波静止画像と、健康診断施設で撮影した異常所見静止画像およびシエーマを提出してもらい、当該画像の操作術及び読影技術について評価する。なお、本調査は日本人間ドック学会と共同で実施する。

(5) 胃 X 線検査に関する精度管理調査

胃がん検診を実施する健診機関からの胃 X 線画像（正常例 2 例、症例 2 例）および症例の読影結果を提出してもらい、撮影技術、読影技術を審査する。また、撮影者・読影者の専門資格、要精密検査とした割合、使用機器・装置、バリウム濃度等の報告を求め、内部精度管理の状況を確認する。本調査は、日本消化器がん検診学会と共同で実施する。

(6) 付帯事項及び内部精度管理等の調査

精度管理調査(1)～(5)に関する調査に関し必要な事項については、別途文書報告による調査を実施する。また、健康診断施設が行う内部精度管理調査および健康診断施設が登録衛生検査所等に対して行う外部精度管理調査の状況を把握するための調査も併せて実施する。

(7) 各種検査に係る精度管理調査の実施細目

労働衛生検査、臨床検査、胸部 X 線検査、腹部超音波検査および胃 X 線検査に係る実施要領は別に定める。

6 精度管理調査参加方法

総合精度管理調査に参加する施設は、労働衛生検査、臨床検査、胸部 X 線検査、腹部超音波検査、胃 X 線検査に関する精度管理のすべてに参加することを原則とするが、健康診断施設、登録衛生検査所等の事業実態により部分参加することもできる。

7 精度管理実施体制の充実

(1) 労働衛生検査、臨床検査に係る精度管理業務責任者等に対する研修

各施設における日常の精度管理を充実させるため、精度管理業務責任者、検体検査実務担当者等に対する研修を実施する。検体検査を外部委託する施設にあっても精度管理業務責任者を選任することとされていることから、研修参加を呼びかける。なお、精度管理調査結果の成績が一定のレベルに達していない施設には、業務責任者の参加を要請する。

(2) 胸部 X 線検査に係る医師、診療放射線技師に対する研修

より鮮明な X 線画像を読影に供するため、医師、診療放射線技師を対象とした研修を実施する。なお、胸部 X 線の撮影技術についての評価が一定のレベルに達していない施設に対しては、研修参加を要請する。

(3) 腹部超音波検査に係る研修

より鮮明な超音波静止画像を読影に供するため、超音波検査に携わる医師、臨床検査技師等を対象とした研修を実施する。

(4) 胃 X 線検査に係る研修

平成 31 年度から実施を予定。

8 参加施設の評価成績の公表

参加施設の評価結果については、「全衛連総合精度管理調査評価の概要」（冊子）及び全衛連ホームページにおいて、〔優〕・〔良〕と評価した施設を公表する。

9 参加費用

精度管理調査参加費用として労働衛生検査、臨床検査、胸部 X 線検査、腹部超音波検査および胃 X 線検査に係る精度管理調査実施要領で定める参加費用を納付するものとする。